国立公園利用拠点滯在環境等上質化事業実施要領

第1 目的

この実施要領は、国立公園等資源整備事業費補助金(国立公園利用拠点滞在環境等上質化事業)(以下「補助金」という。)交付要綱(以下「交付要綱」という。)第3条に掲げる事業の実施に関して必要な細目等を定めることにより、国立公園内の利用拠点の滞在環境の上質化に係る計画策定及び当該計画に基づく整備等を行い、外国人訪問者の国立公園における満足度を向上させることを目的とする。

第2 事業内容

補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助金を活用して、国立公園内の利用拠点滞在環境の上質化に係る計画策定及び当該計画に基づく利用拠点整備等を行うことにより、外国人訪問者の国立公園における満足度を向上させる事業に対する補助金(以下「間接補助金」という。)を交付する事業(以下「補助事業」という。)を実施するものとする。

第3 補助金の交付事業

(1) 交付の対象となる事業及び経費

間接補助金の交付の対象となる事業(以下「間接補助事業」という。)は、別表第 1第1欄及び第2欄に掲げる事業とし、補助事業者は、これらに要する経費のうち、 同表第3欄に掲げる経費(以下「間接補助対象経費」という。)について、補助金の 範囲内において間接補助金を交付する。

(2) 間接補助金の交付の申請者

間接補助金の交付を申請できる者は、次に掲げる者とする。

ア 民間事業者等

ただし、別表第1に掲げる事業のうち、国立公園利用拠点計画策定支援事業を 除く。

イ 地方公共団体

ウ 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人 ただし、別表第1に掲げる事業のうち、国立公園利用拠点計画策定支援事業を 除く。

(3) 対象地域要件

間接補助金の交付の対象となる地域は、自然公園法第36条に基づき指定された集

団施設地区内、又は自然公園法第20条に基づき指定された特別地域内において国立 公園利用者サービスを提供する施設が集積している地域とする。

(4) 間接補助金の交付額の算定方法

間接補助金の交付額は、別表第1第4欄に掲げる方法により算出するものとし、当該間接補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(間接補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)があり、かつ、その金額が明らかな場合は、これを減額して算出しなければならない。ただし、算出時において当該消費税等相当額が明らかでない場合については、この限りではない。

(5) 補助事業の実施体制等

補助事業者は、補助事業の適正かつ円滑な実施のため、次に掲げる事項を適切に行うための体制を整えなければならない。

- ア 間接補助金交付先の公募及び説明会の開催等による周知
- イ 間接補助金交付先の採否及び翌年度における間接補助事業の継続実施の可否等に 関する審査基準の作成等
- ウ 間接補助金の交付(交付申請書の審査から間接補助金の支払までを含む。)
- エ 間接補助金の交付決定を受けた者(以下「間接補助事業者」という。)の指導監督
- オ 間接補助事業に対する問合せ等への対応
- カ 上記に関する付帯業務

(6) 交付規程の内容

交付要綱第14条の間接補助金の交付手続等に係る交付規程は、交付要綱第4条から第13条及び第16条並びに第17条に準じた事項及び事業報告書の提出並びにその他必要な事項を記載するものとする。

(7) 間接補助金交付先の採択等

- ① 補助事業者は、公正かつ透明性が確保された手続により間接補助金交付先の採択を行うため、採否に関する審査基準(案)を作成し、環境省と協議の上、決定するものとする。
- ② 補助事業者は、環境省自然環境局長と協議の上、間接補助金交付先の採択を行う。
- ③ 補助事業者は、②に基づき採択した複数年度計画の間接補助事業及び前年度より継続して実施する間接補助事業のうち、翌年度以降における間接補助事業の計画変更 (軽微な変更である場合を除く)が生じた場合は、①及び②に準じた手続により審査 及び協議し、翌年度における間接補助事業の継続実施の可否を決定するものとする。

(8) 消費税額等の確定

補助事業者は、間接補助事業者に対して、間接補助事業の完了後に消費税及び地方 消費税の申告により間接補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、当 該消費税等仕入控除税額について報告させるとともに、その返還を命ずるものとする。

(9) 間接補助事業の表示

補助事業者は、間接補助事業により整備された設備及び機械器具には、環境省補助事業である旨を明示するよう、間接補助事業者に指示しなければならない。

(10) 間接補助事業の指導監督

- ① 補助事業者は、間接補助事業の実施状況を把握し、間接補助事業者に対して間接補助事業の適正かつ円滑な実施を確保するために必要な報告を求めるとともに、それにより得た情報を適時適切に大臣に報告するものとする。
- ② 補助事業者は、間接補助事業の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、大臣に速やかに報告するとともに、その指示を仰ぎ、間接補助事業者に対して必要な改善を指導するものとする。

(11) 間接補助事業者からの返還額等の取扱

大臣は、交付要綱、この実施要領又は交付規程に基づき、間接補助事業者から間接補助金の全部又は一部に相当する額の返還又は納付があったときは、補助事業者に対し、これを国庫に返還又は納付させることがある。

(12) 事務費の中間検査

環境省は、上半期(交付決定日から9月末日)の補助事業の執行に要する事務費について、額の中間検査を行うものとする。

(13) 複数年度計画の間接補助事業

補助事業者は、複数年度計画の間接補助事業により採択された事業について、2年 目以降の事業を継続しない場合には、過年度に交付した間接補助金の全部又は一部に 相当する額を納付させることがある。

第4 指導監督

大臣は、補助事業の適正かつ円滑な実施を確保するため、補助事業者による補助事業の実施に関し、この実施要領に基づき指導監督を行う。

第5 その他

補助事業者は、交付要綱又はこの実施要領(以下「交付要綱等」という。)に疑義が 生じたとき、交付要綱等により難い事由が生じたとき、あるいは交付要綱等に記載のな い細部については、大臣に速やかに報告し、その指示に従うものとする。 附 則

1 この実施要領は、平成31年4月8日から施行する。

別表第1

1 間接補助	2 間接補助事業	3 間接補助対象	
事業の区分	の内容	経費	4 交付額の算定方法
国立公園利用	国立公園利用拠点	-	ア. 総事業費から寄付金その他の収入
拠点計画策定	計画策定を行う事	な人件費及び業務費(賃	報を控除した額を算出する。
		金、社会保険料、諸謝金、	
支援事業	業。		イ. アにより算出された額と第3欄に
	当該計画の内容等	光熱水料、会議費、旅費、	掲げる間接補助対象経費とを比較し
	については別添に	印刷製本費、通信運搬	て少ない方の額に2分の1を乗じて
	定める。	費、手数料、委託料、使	得た額を交付額とする。ただし、算出
		用料及賃借料及び消耗	された額に1,000円未満の端数が
		品費)並びにその他必要	生じた場合には、これを切り捨てるも
		な経費で補助事業者が	のとする。
		承認した経費	
国立公園利用	国立公園利用拠点	事業を行うために必要	ア. 総事業費から寄付金その他の収入額
拠点上質化整	計画に基づき実施	な工事費(本工事費、付	を控除した額を算出する。
備事業	する以下の事業。	帯工事費、機械器具費、	イ. アにより算出された額と第3欄に掲
	(対象事業の内容	測量及試験費)、設備費	げる間接補助対象経費とを比較して
	については、別表第	及び業務費並びにその	少ない方の額に第3欄の額に2分の
	2に定めるものと	他必要な経費で補助事	1を乗じて得た額を交付額とする。た
	する)	業者が承認した経費(間	だし、算出された額に1,000円未
	1) 廃屋撤去事業	接補助対象経費の内容	満の端数が生じた場合には、これを切
	2) インバウンド対	については、別表第3に	り捨てるものとする。
	応機能強化事業	定めるものとする。)	
	3) 文化的まちなみ		
	改善事業		
	7.0		

別表第2

項目及び内訳		事業内容
1	桑屋撤去事業	
	廃屋の撤去	国立公園利用者サービスを行う建築物又はこれに附属する 工作物であって、使用がなされていないことが常態であるも の及びその敷地に存する立木その他の土地に定着するもの (以下、「廃屋」という)のうち、撤去後の跡地又は一部撤 去した後の建築物が地域活性化のための利用に供されるも のの撤去、処分を行う事業。(撤去後の簡易な土地造成等を 含む。)
2	インバウンド対応機能強化事業	
	一 多言語サイン・標識の整備	国立公園利用拠点において訪日外国人利用者向けの誘導案 内を主目的とする多言語標識・サインの設置及び改修を行う 事業。但し、国立公園多言語解説等整備事業で対象となる国 立公園の自然資源等に関する多言語解説を行う案内板等は 対象としない。
	二 公衆無線 LAN 環境整備	国立公園利用拠点において訪日外国人を含む国立公園利用者が広く利用できる施設等において無料公衆無線LANによる通信に必要な設備等を設置する事業
	三 トイレ洋式化	国立公園利用拠点において訪日外国人を含む国立公園利用 者が広く利用できる施設等において洋式トイレの整備を行 う事業。但し、新築の駆体工事は対象としない。
3	文化的まちなみ改善事業	以下の事業で、利用拠点における文化的資産への国立公園利 用者の誘導、文化的資産との連携の効果を発揮するものに限 る。
	一 外構修景	国立公園利用拠点において国立公園利用者向けサービスを 行う施設の外構における、門、塀、さく、植栽、街灯等の整 備。
	二 建築外観修景	国立公園利用拠点において国立公園利用者向けサービスを 行う施設の新築、増築、改築、大規模な修繕及び大規模な模 様替に係る工事費のうち、外観に係る費用。
	三 建築設備等修景	国立公園利用拠点において屋外に露出し景観を阻害してい る給排水設備、空調設備、電気設備、広告物等の除去、隠ぺ い又は改善。
	四 その他	国立公園利用拠点において温泉設備の修景、ストリートファ ニチャーや案内板の整備その他良好な文化的まちなみ形成 のため必要な事業。

別表第3

1 区分	2 費目	3 細分	4 内 容
工事費	本工事費	(直接工事費) 材料費	事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。この材料単価は、建設物価(建設物価調査会編)、積算資料(経済調査会編)等を参考のうえ、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。
		労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。この労務単価は、毎年度農林水産、国土交通の2省が協議して決定した「公共工事設計労務単価表」を準用し、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。
		直接経費	事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。 ① 特許権使用料(契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用)、 ② 水道、光熱、電力料(事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料)、 ③ 機械経費(事業を行うために必要な機械の使用に
		(間接工事費) 共通仮設費	要する経費(材料費、労務費を除く。)) 次の費用をいう。 ① 事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、 移動に要する費用、 ② 準備、後片付け整地等に要する費用、 ③ 機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用、 ④ 技術管理に要する費用、 ⑤ 交通の管理、安全施設に要する費用

		現場管理費	請負業者が事業を行うために直接必要な現場経費
			であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、類似の事業を参考に決定する。
		一般管理費	請負業者が事業を行うために直接必要な諸給与、法 定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をい い、類似の事業を参考に決定する。
	付帯工事費		本工事費に付随する直接必要な工事に要する必要 最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じ て算定すること。
	機械器具費		事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その 他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、 修繕及び製作に要する経費をいう。
	測量及試験費		事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、 実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。また、間接補助事業者が直接、調査、測量、基本設計、 実施設計、工事監理及び試験を行う場合においてこれ に要する材料費、労務費、労務者保険料等の費用をいい、請負又は委託により調査、測量、基本設計、実施 設計、工事監理及び試験を施工する場合においては請 負費又は委託料の費用をいう。
設備費	設備費		事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入 並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する経費を いう。
業務費	業務費		事業を行うために直接必要な機器、設備又はシステム等に係る調査、設計、製作、試験及び検証に要する経費をいう。また、間接補助事業者が直接、調査、設計、製作、試験及び検証を行う場合においてこれに要する材料費、人件費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、請負又は委託により調査、設計、製作、試験及び検証を行う場合においては請負費又は委託料の費用をいう。